配偶者手当を廃止する企業が増えていることを知っていますか。



かわぎし・しゅうじ 21年 日本生命保険相互会社入社 22年 ニッセイ基礎研究所



総合政策研究部 研究員 河岸 秀叔 kawagishi@nli-research.co.jp

1 ―― 配偶者手当を廃止する企業が増加

配偶者手当とは、配偶者がいる従業員 に対して支給される手当である。高度経済 成長期の日本型雇用システムと共に企業 に普及し、2009年には約74.7%の企業 が採用していた。

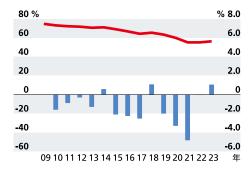
しかし近年、配偶者手当を廃止する企業 が増えている。2023年時点で、配偶者手 当を支給する企業は約56.2%と、2009 年と比較して大幅に減少した[図表]。本稿 では、その理由について解説する。

[図表]配偶者手当を 支給する企業の割合

資料:人事院「職種別民間給与実態調査の結果」を基に

一ッセイ基礎研究所作成

■ 前年からの変動幅(右軸) 配偶者手当を支給する企業の割合



─ 国が先導し、民間が追随

1 就業調整という課題

配偶者手当を廃止する企業は2015年 頃から増加した[図表]。2015年以降の変 化の主な要因として、故安倍晋三元首相の 女性活躍推進政策が挙げられる。同政 策の一環として、第二次安倍政権は第3 号被保険者(被扶養者)の就業調整の解消 を図った。就業調整とは、収入を一定の範 囲内で抑えるために就業時間を調整する ことを指す。

就業調整は、主に年収の壁による手取り 額の減少と、配偶者手当の削減を回避す るために行われる。配偶者手当は、受給条 件として配偶者収入で103万円以下また は130万円以下とする場合が多く、この条 件から外れないように就業調整を行う、言 わば年収の壁の様な効果を及ぼしてき た。少子高齢化による人手不足が深刻化す る中、働く意思がありながら就業を調整す る状況は、効率的な労働供給を妨げてしま う。こうした背景から、配偶者手当の廃止 や削減(以下併せて「見直し」)が推進された。

2 国が先導、民間が追随という構図

配偶者手当見直しの特徴として、国の積 極的な先導が挙げられる。特に、国家公務 員の配偶者手当の見直しが果たした役割 は大きい。見直しは、2016年の人事院勧 告に従い、同年に実施された。

国家公務員の給与は民間に従うこと(民 間準拠)が原則だが、配偶者手当見直しに ついては国が民間に先駆けて実施した点 が画期的であった。国の率先により配偶者 手当見直しを民間に波及させることを企 図していたものと考えられる。

加えて、第二次安倍政権の呼びかけ に、大企業や経済団体が呼応したこと や、配偶者手当見直しの際の注意事項や 実施例を政府主導でまとめたことも、企業 の見直しに対するハードルを下げた。国の 先導は企業を動かし、見直しの流れを作っ たと言える。

3 ―― 時代に合わなくなりつつある

廃止が進んだ背景には、政策要因の他 に、配偶者手当に対する社会的ニーズの低 下も挙げられる。

従来、配偶者手当は、男性が配偶者を扶 養するという前提で制度が成熟した。しか し、共働き世帯数は、1990年代に専業主 婦世帯数を上回り、現在では専業主婦世 帯数の2倍以上に達している。

さらに、未婚化・晩婚化の影響により、配 偶者を有する人の数も減少した。1980年 は、30代で約86%、40代で約91%が結 婚をしていた。しかし、2020年では各々 は、約58%、約67%まで低下している。

配偶者手当は、今や誰しもが受け取れ る手当ではない。むしろ、配偶者を有する か否かで給与が変わる仕組みが、配偶者を 有さない従業員にとって不公平という声 もある。社会の変化とともに、配偶者手当 に対するニーズが大きく変容していること が分かる。

4 ---- 前向きな見直しを

社会的ニーズの変化とは言え配偶者手 当の見直しは、手当を受けている人にとり 収入の減少を意味する。労使間の合意なし に賃金制度の変更を行えば、労働契約法 で禁止される労働契約の変更にあたる可 能性も指摘されている。

従って、見直しにあたっては丁寧な対応 が必要だ。例えば、見直しと併せて子ども 手当や介護手当の支給・増額や、削減額 の基本給への組み入れ、また支給額を段 階的に削減する激変緩和措置が挙げられ る。こうした取り組み例は厚生労働省の実 務資料にまとめられている。

配偶者手当の見直しが単なるコスト削 減に留まるのであれば、近年の賃上げの 流れにも逆らうことになる。見直しは、従 業員ファーストという視点で、慎重かつT 寧に実施されることが望ましい。

(参考文献等は「配偶者手当を廃止する企業が増えて いることを知っていますか。」(研究員の眼、2024年2 月6日)を参照)